

要求運動ニュース

2015年
11月24日
No. 6

東京商工団体連合会

荒川区西日暮里6-62-1
☎03-5692-5081

東商連は20日、先に提出していた東京都に対する「都内中小業者の営業とくらしを守る施策を求める要望書」にもとづいて交渉をおこなない、自治体の役割り発揮を求めました。

この交渉には18人が参加し、都側は産業労働局、福祉保健局、主税局が出席しました。

主要な要望事項と回答、交渉についてお伝えします。

○産業労働局交渉

(小規模企業への支援の要求)

不況にあえぐ中小製造業者の経営基盤を守り、産業集積を維持するためにも工場・店舗の家賃補助等の直接助成の要求に対し、「資金面では制度融資で対応している。昨年からは成長産業の事業展開や『付加価値の高い』ものづくりに取り組む中小企業を対象に経費にかかる一部を助成している」ことが回答のなかで述べられました。参加者からは「成長産業の新規支援だけでなく、中小業者が経営を継続させていくうえでの設備投資については補助をしてほしい」と切実な要望がだされました。

「住宅リフォーム助成制度実施の自治体への財政支援」、「商店版リフォーム助成を都の施策として創設を」の要求に対して、「やっけていく予定はない」の回答。参加者から、実施している自治体での経済効果が報告され、産業振興施策として位置づけることを強く求めました。

交渉のなかで、「小規模企業振興基本法」が定める「従業員5人以下の小規模企業の事業の継続発展」を担う担当部所・窓口の設置を求めるとともに、継続的な懇談を要請しました。

○福祉保健局交渉

(国保に対して、国・都の財政支出、援助の強化を)

国保料(税)の毎年の引き上げによって、払いたくても払えない状況が広がっています。国・都の財政支援を求めるとともに、滞納を理由とした一律・機械的な差押えを執行しないよう市区町村を指導すること。受診機会を奪う資格証明書の発行や短期保険証の「留置」は行わないことを求めました。

交渉では、「各自治体がきちんと納付能力調査を行なっているのか」、「自治体が減免相談にのるよう指導してほしい」との要求に対し、「各自治体が適切におこなっていると思う」という回答に終始しました。

共通番号法の施行に関して、「都に提出する番号記載を求める書類において、当面は番号記載がないことをもって申告書等を受理しないということはない。不利益な処分を行うことはない」との回答がされました。

○主税局交渉

(強引な取り立て、差押えは行わないこと)

住民税の滞納で、年金しか収入のない方に対して、年金が口座に振り込まれた時点で差し押さえられ、市役所に抗議した際、「差押え解除したいんだったら裁判しろ」と言われた事例が参加者から報告されました。年金は差押え制限財産です。これに対し、徴収指導課長は「他団体(自治体)に対して、基本的に私たちは指導する立場にない。直接的徴収権は各自治体にある」と、都としての役割を投げ出したともいえる発言がだされました。参加者から「権限がないとは考えられない」「住民税は都民税と市区町村民税が一体となつての徴収であり、都の職員も出向している」と抗議の声があがりました。

東京都は毎年、自治体職員を集め、個人住民税徴収対策会議を開き、職員に対する「技術的な」研修も行っていきます。交渉では「研修マニュアルはそもそも存在しない。テキストは提示できるか検討する」との回答がありました。

共通番号制について、「都に提出する番号記載を求める書類において、当面は番号記載がないことをもって申告書等を受理しないということはない。不利益な処分を行うことはない」との回答がされました

○税制要求

(所得税法第56条の廃止を国の関連機関に働きかけること) 産業労働局回答

「白色申告と青色申告の2つの制度があるのは、記帳が明確化されているかどうかなどからの税の公平性の観点から設けたもの」と、自家労賃を認めない差別的な税制を肯定し、今後については国の動向を注視するという回答に終始しました。

(消費税10%の増税はやめること)の意見書を国に提出すること) 主税局回答

「少子高齢化のなか、持続可能な社会のうえで消費税率引き上げは避けておれない。国に意見書をだすことは考えていない」と回答。都民生活、地域経済を支える中小業者の苦境に背を向けるものです。

■「小規模企業振興基本法」第一条(目的)は、「小規模企業の振興について、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする」としています。

この立場から、各自治体への懇談・要請を強めていきます。都への要請へ反映していきます。

